弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直し

2. 担当部局

経済産業省特許庁総務部総務課制度審議室長 山田 正人 電話番号: 03-3581-5013 e-mail: PA0A00@jpo.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的、内容及び必要性

弁理士法(平成12年法律第49号)では、第75条の規定により、弁理士又は 特許業務法人(以下、「弁理士等」という。)ではない者に対して業務制限を課し、 これらの者は弁理士等の業務範囲の一部を業とすることができないものとしている。 同条の趣旨は、工業所有権の権利発生の内容に直接関わる業務を誰でも業として行 えることとすると、無用な手続の遅滞を招き、併せて、出願人の迅速かつ的確な権 利取得を妨げる可能性があることから、高度の専門性を有する弁理士という資格者 の専権業務とすることである。

現行規定において弁理士の専権業務とされているのは、同法第4条第1項に規定する工業所有権手続等業務であり、具体的には特許、実用新案、意匠及び商標に関する特許庁における手続(意匠を除き、各関係条約上の手続を経て我が国に対してなされた出願に関する手続を含む。)と、特許及び実用新案の国際出願並びに商標の国際登録出願に関する特許庁における手続である。

今般、我が国では、一回の手続で複数の国への一括出願を可能とする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(以下「ジュネーブ改正協定」という。)への加入を検討しているところ、ジュネーブ改正協定への加入に伴い発生する手続(具体的には、我が国の国民等により特許庁を経由して世界知的所有権機関に対して行われる意匠に係る国際登録出願、及び、他のジュネーブ改正協定締約国の国民等により世界知的所有権機関を経由して我が国に対して行われる国際意匠登録出願に関する手続)についても、他の工業所有権に関する手続と同様に、弁理士法第4条第1項に追加することを検討している(なお、後者の手続については、特段の条文改正は不要であり、今回、規制評価の対象とはしない。)。

このため、これら業務については、他の工業所有権手続等業務と同様、併せて第75条を改正し弁理士の専権業務とすることで、工業所有権行政の円滑な運用及び出願人の保護を図ることが必要であることから、今般の措置を実施するものである。

- (2) 法令の名称・関連条項とその内容
- 〇弁理士法(平成12年法律第49号)
- ·第4条第1項(工業所有権手続等業務)
- 第75条(弁理士等ではない者に対する業務制限)
- 第79条 (罰則)
- 〇弁理士法施行令(平成12年政令第384号)
- 第7条(弁理士等でない者に対する業務制限から除外される業務)
- ・第8条(弁理士等でない者が業として作成することができない書類)
- 〇意匠法(昭和34年法律第125号)
- ・新設第60条の3 (国際登録出願)
- 新設第60条の6(国際出願による意匠登録出願)

(5) 影響を受け得る関係者

- 弁理士等
- ・弁理士法第4条第1項に規定する業務(弁理士法第75条の規定により制限の対象となる業務)以外の弁理士業務を業として行おうとする弁理士等以外の者
- ・出願人(意匠に係る国際登録出願(我が国の国民等により世界知的所有権機関を 経由してジュネーブ改正協定締約国に対して行われるもの)を行う者)
- 行政機関(特許庁)

5. 想定される代替案

弁理士法第75条の趣旨は、上述のとおり、高度な技術専門的知見を要することが 多い工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)の手続に関する業務を行 うことができる者を、あらかじめ資格を得た弁理士に限定することで、工業所有権に かかる手続の円滑化を図り、出願人が迅速かつ的確に権利を取得できるようにするこ とである。

今般、第4条第1項業務に追加する意匠に係る国際登録出願に係る手続を、第75 条に追加し弁理士の専権業務とすることについては、他の工業所有権に関する手続に 対するものと同様の措置であり、代替案は存在しない。

※なお、上述のとおり、いずれも条文の改正が必要となるのは、意匠に係る国際登録出願(我が国の国民等により特許庁を経由して世界知的所有権機関に対して行われるもの)に係るもののみであり、国際意匠登録出願(他のジュネーブ改正協定締約国の国民等により世界知的所有権機関を経由して我が国に対して行われるもの)については、特段の条文改正は伴わないため、今回、規制評価の対象とはしない。

6. 規制の費用及び便益

関係者	遵守費用	規制の便益
弁理士等	特になし	意匠に係る国際登録出願に係る
		手続を弁理士の専権業務として
		代理できる。
弁理士法第4条第1項	ジュネーブ改正協定に加入し	特になし
に規定する業務(弁理	ていない現在においては、意	
士法第75条の規定に	匠の国際登録出願に係る業務	
より制限の対象となる	は存在しないが、ジュネーブ	
業務)以外の弁理士業	改正協定加入後は、かかる業	
務を業として行おうと	務制限により、当該業務を実	
する弁理士等以外の者	施していれば得られたはずの	
	便益を失うこととなる(意匠	
	に係る国際登録出願件数は年	
	間約3,200件から6,40	
	0 件程度と想定されてい	
	る。)。一方で、他の工業所	
	有権に関する同様の手続も既	
	に弁理士の専権業務として規	
	定されている点に鑑みれば、	
	措置の蓋然性及び予測可能性	
	は高く、費用は限定的なもの	
	と考えられる。	
出願人(意匠に係る国	特になし	ジュネーブ改正協定加入後の意
際登録出願(我が国の		匠に係る国際登録出願件数は年
国民等により特許庁を		間約3,200件から6,400
経由して世界知的所有		件程度と想定されているとこ
権機関に対して行われ		ろ、専門知識を有する弁理士が
るもの)を行う者)		代理して業務を行うことで、出
		願人は無用な手続の遅滞を避
		け、迅速かつ的確に権利取得が
		できる。
行政機関 (特許庁)	特になし	ジュネーブ改正協定加入後の意
		匠に係る国際登録出願件数は年
		間約3,200件から6,400
		件程度と想定されているとこ

		ろ、専門知識を有する弁理士が
		代理して業務を行うことで、行
		政機関の無用な手続の遅滞が避
		けられるため行政コストの削減
		につながる。
その他の社会的影響	特になし	特になし

7. 政策評価の結果

今回の措置は、ジュネーブ改正協定への加入に伴い発生する意匠に係る国際登録出願に関する手続を、他の工業所有権に関する手続と同様弁理士の専権業務とするものである。かかる措置の実施により、弁理士等以外の者が当該手続を業とすることができないという費用が発生する。

一方で、現行規定の趣旨に鑑みれば、便益として挙げられる工業所有権に係る手続の円滑化や、出願人の迅速かつ的確な権利取得は、国内外での知的財産を活用した企業活動に大きく資するものである。

以上の政策評価の結果、今回の措置は妥当なものと考えられる。

8. 有識者の見解その他の関連事項

平成25年11月22日に行われた産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会においても、当該政策評価の結果について委員から特段の異論はなかった。

9. レビューを行う時期又は条件

かかる措置については、今般の弁理士又は特許業務法人ではない者に対する業務制限の見直しに係る弁理士法改正を含む、特許法等の一部を改正する法律案附則第10条において「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新弁理士法の施行の状況を勘案し、必要と認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。

10. 備考

特になし。